

**住民基本台帳ネットワークに関する事務における
特定個人情報保護評価の再実施（パブリックコメントの結果）について**

- 1 募集期間 令和5年9月29日（金）～令和5年10月29日（日）
- 2 募集結果 提出された意見 1人 6件
- 3 意見の内容と京都府の考え方 以下のとおり

意見の要旨	意見に対する考え方
自己点検を「年1回」とした根拠をお教えてください。	総務省が定める「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存方法に関する技術的基準」、「個人番号カード等に関する技術的基準」及び「住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針」等に基づき総務省から各自治体における対策状況を年に1回自己点検し、報告を求められているため、それに従い年1回としています。
附票連携システムの科目の名称を明示してください。	保護評価書の中に科目という項目はありませんが、「住民基本台帳ネットワークシステム」及び「附票連携システム」に係る自己点検においては、業務端末の設置状況、パスワード・ID情報の管理状況、本人確認情報の管理状況などについて適切に実施されているかについて報告を求めることを予定しています。
「全所属」とは、医療・学術分野も該当すると思慮していいか。	「全所属」とは、住民基本台帳ネットワークを利用する全ての所属のことをいい、ご指摘の医療・学術の分野も含まれます。
自己点検の不備が散見されるため、両罰規定を設けるべき。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第50条の規定により、情報提供等の事務に従事し又は従事していた者が、秘密を漏らし、又は盗用した場合は、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。 また、住民基本台帳法第42条の規定においても、都道府県の職員の守秘義務違反に対しては、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課されることとなっています。
自己点検の内容に基づき、必要に応じて実施される実地監査を行う者の資格を示されたい。	セキュリティ統括責任者（総務部長）は、必要があると認める時は、システム管理者（自治振興課長）及びその補助職員に実地監査をさせることとなります。 なお、実地監査を行う場合には、外部の監査法人等の専門家に委託することを想定しており、その際、当課の職員も立ち会う予定です。なお、上記のような事案は発生したことはありません。
「必要に応じ実地監査を実施する」とあるが、「必要に応じ」とはどのような場合か。	「必要に応じ」とは、例えば、自己点検の結果、住基ネットを利用する所属において不適切な利用や情報漏洩が疑われる事例等が認められた場合などインシデント発生が認められる場合を想定しています。

- 4 提出意見を踏まえた保護評価書（案）の修正の有無 無